

## 東日本大震災後期高齢者医療一部負担金免除証明書の送付について（お知らせ）

日ごろより後期高齢者医療制度へのご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、神奈川県の後期高齢者医療制度にご加入の方で下記に該当する方は、医療機関等を受診する際に保険証と「一部負担金等免除証明書」を提示することで、窓口での一部負担金（1割又は3割負担）が免除されていますが、以下のとおり免除期間が延長となりましたのでお知らせいたします。

### 1 一部負担金の免除期間が延長となる方及び延長後の期限

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等（※1）にお住まいの方（※2）

（※1）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点  
（解除・再編された地域を含みます。）

（※2）震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

- ① 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ② 特定避難勧奨地点に居住していたため、避難を行っている方

(1) 旧緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の方

…平成 26 年 9 月 30 日まで

(2) それ以外の方…平成 27 年 2 月 28 日まで

※ 以下の自己負担額の免除は、平成 24 年 2 月 29 日で終了しました。

- ・ 入院時食事療養費、入院時生活療養費
- ・ 柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術
- ・ 治療用装具の作製費用 等

### 2 「東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除証明書」の使用について

今回対象の方へ送付した東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除証明書の有効期限は、平成 27 年 2 月 28 日となっております。平成 27 年 3 月 1 日以降の免除証明書の取り扱いについては、詳細が決まり次第、お知らせします。